

国立大学法人鳴門教育大学の規則の基準に関する規程

平成16年4月1日

規程第 95 号

改正 平成24年 3月19日規程第19号

平成27年 3月24日規程第12号

平成29年12月19日規程第86号

平成31年 3月13日規程第 6 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学の学内規則の種類及び制定手続等について必要な事項を定める。

(種類)

第2条 学内規則の種類は、次のとおりとする。

- (1) 学則
- (2) 規則
- (3) 校則 (附属幼稚園にあつては、園則という。以下同じ。)
- (4) 規程
- (5) 細則

(学則)

第3条 「学則」は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。)第4条に規定する事項等について、学長が経営協議会又は教育研究評議会及び役員会の意見を聴いて定めるものとする。

(規則)

第4条 「規則」は、国立大学法人鳴門教育大学及び鳴門教育大学の管理運営に関する重要事項について、学長が経営協議会、教育研究評議会、教授会又は総務委員会の意見を聴いて定めるものとする。

(校則)

第5条 「校則」は、附属学校に関し、省令第4条に規定する事項等について、学長が附属学校運営委員会の意見を聴いて定めるものとする。

(規程)

第6条 「規程」は、法令又は学則、規則若しくは校則等(以下「法令等」という。)に基づき、又はその法令等を実施するため、学長が定めるものとする。

2 「規程」を定めるときは、学長は、必要に応じ関係の委員会等の議に付することができる。

(細則)

第7条 「細則」は、学則、規則、校則又は規程を実施するため、学長若しくは組織の長又はこれらの委任を受けた者が定めるものとする。

(制定手続の特例)

第7条の2 第3条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により学内規則を改正する場合は、条文に定める審議機関の議を省略することができるものとする。

- (1) 法律，政令，省令又は通達等に基づき，形式的に改正する場合
- (2) 法令等の改正による委任，引用又は準用する法令等の題名又は適用条項の変更に関するもの
- (3) 組織の設置改廃等に伴う組織名又は職名の変更に関するもの
- (4) 字句の軽微な修正に関するもの
- (5) その他改正内容が形式的で軽微なものと学長が認める場合
(規則の名称及び番号)

第8条 学内規則には，その種類ごとに，当該種類の名称及び番号を付するものとする。

2 前項の番号は，毎年1月1日に始まり，12月31日に終わる一連番号とする。

(周知)

第9条 学内規則を制定した場合は，学内に周知するものとする。

(内規，申合せ等)

第10条 内規，申合せ等については，学内規則の種類に応じ，第3条から第7条までを準用する。

(実施細目)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成29年12月19日から施行する。

附 則

この規程は，平成31年4月1日から施行する。